

必ずお読みください

高齢者福祉タクシーについて

※タクシー券をお受け取りになられたら、ご使用前に必ず利用券20枚すべてに

ご本人様の住所・氏名・年齢を記入しておいてください。



利用方法について

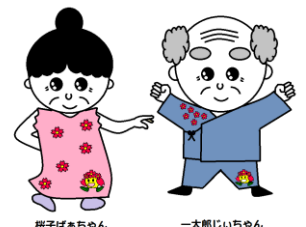


1. タクシー料金の範囲内で、利用券を複数枚使用できます。
2. 利用券は1枚につき500円のタクシー乗車料金割引が受けられます。
3. タクシー料金を超える利用券の使用はできません。不足する料金は利用者の負担となります。
4. タクシーの利用目的に制限はありません。
(新型コロナワクチン接種、買い物、通院など)
5. 今年度の福祉タクシー券の有効期間は令和5年3月31日までです。
来年度以降も引き続き高齢者福祉タクシー事業を実施しますので、対象となる方には毎年3月末頃に案内文書をお送りします。
6. 福祉タクシー券の再交付はできません。
ただし、汚損した場合は、汚損した福祉タクシー券（未使用のもの）と印を持参のうえ、高齢者保険課で申請をしていただくと、汚損した福祉タクシー券と引き換えに再交付いたします。
7. 利用券は、対象者本人乗車時のみ使用できます。本人と一緒に家族や友人等が乗る場合についても使用できますので、同じ目的で利用される方が身近にいる方は、ぜひ乗り合わせでご利用ください。
8. 福祉タクシー券を使用できるタクシー会社は指定されています。

券の表紙裏に記載してありますのでご覧ください。

質問等がございましたら、下記までお尋ねください。

高齢者保険課 高齢者係 ☎ 33-4488



桜子ばあちゃん

一太郎じいちゃん